

投票できる人

投票日現在で満18歳以上の人

【遠野市長選挙および遠野市議会議員補欠選挙】▷平成11年10月16日以前生まれ▷日本国籍があり、平成29年7月7日以前に住民票が作成されている—のいずれも満たす人

【第48回衆議院議員総選挙および第24回最高裁判所裁判官国民審査】▷平成11年10月23日以前生まれ▷日本国籍があり、平成29年7月9日以前に住民票が作成されている—のいずれも満たす人

投票方法など

★「投票所入場券」

選挙権のある人には、「投票所入場券」(右図)を1人ずつのがきで郵送します。裏面には、期日前投票の日程などのお知らせと、期日前投票宣誓書を印刷しています。投票する際は、入場券を忘れずに持参してください。

★投票所について

投票所は、投票所入場券に記載していますので、事前にご確認ください。



【表】

【裏】

～投票所を一部変更～

前回の選挙から投票所を変更した箇所があります

【変更前】 市民センター大ホールホワイエ → 【変更後】 市役所本庁舎 1階多目的市民ホール

～最近住所を移した人の投票所～

最近住所を移した人は、投票場所が次のとおり異なります。

【遠野市長選挙および遠野市議会議員補欠選挙】

・本年9月23日以後に市内転居の届出をした人 → 転居前の住所の投票所

【第48回衆議院議員総選挙および第24回最高裁判所裁判官国民審査】

・本年7月10日以後に本市に転入した人 → 前住所地

・本年9月30日以後に市内転居の届出をした人 → 転居前の住所の投票所

★代理投票

目や手が不自由なため字を書くことが困難な人には、係員が代わって記入する「代理投票」により投票することができます。代理投票を希望する人は、投票所の受付係に申し出てください

期日前投票

仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票日当日に投票できない人は、選挙期日前に下記の場所で期日前投票することができます。詳しくは、投票所入場券をご確認ください。

【場所】

市役所本庁舎 1階多目的市民ホール、
宮守総合支所 1階会議室

不在者投票

長期の出張や旅行などで選挙期間中に遠野市以外の市町村に滞在している場合、滞在先の市町村から投票することができます。不在者投票を希望する場合は、あらかじめ遠野市の選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

明るい選挙推進運動
マスコットキャラクター
「メイスイくん」

投票所へ待ってねーだー



未来を決める、2つの選挙。

10月中に市政選挙と国政選挙の2つの選挙が行われます。遠野市と国の未来に関わる大切な選挙です。しっかりと未来を見据え、あなたの1票を投じてください。

遠野市の未来を決める選挙

遠野市長選挙 および遠野市議会議員補欠選挙



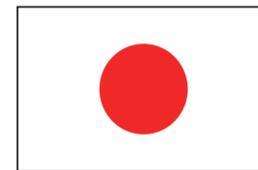
投票日 **10月15日(日)、7時～18時**

期日前投票期間▶10月9日(月)～10月14日(土)、8時半～20時

国の未来を決める選挙

第48回

衆議院議員総選挙 および第24回最高裁判所裁判官国民審査



投票日 **10月22日(日)、7時～18時**

期日前投票期間▶10月11日(水)～10月21日(土)、8時半～20時

★小選挙区の区割りが改定されました

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律が本年7月16日から施行されたことに伴い、本市の小選挙区は「岩手第3選挙区」から「岩手第2選挙区」へと変更されました。詳細は、市ホームページでも紹介しています。

未来に投票しよう！



問い合わせ

遠野市選挙管理委員会事務局

(☎62-2111内線123) 遠野市選挙管理委員会

